

ゆうパックによる検体等の送付に係る包装責任者運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和2年4月14日付け健感発0414第6号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について」（以下「結核感染症課長通知」という。）別添「貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項」の5に定める日本郵便株式会社のゆうパックを利用して検体等を送付する場合に必要な包装責任者の選定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(包装責任者の選定・変更の届出)

第2条 検体送付機関は、包装責任者を選定し、又は変更したときは、遅滞なく、「包装責任者選定（変更）届」（別紙様式1）により、香川県（以下「県」という。）に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、検体送付機関の所在地が香川県内（高松市を除く。）にある場合に行うものとする。

(研修会の開催)

第3条 県は、包装責任者に必要な知識及び技能の習得を図るため、結核感染症課長通知別添の5（3）に定める都道府県等により主催される研修として、「感染症発生動向調査事業等における病原体等の包装・運搬講習会」（以下「講習会」という。）を、おおむね2年ごとに開催するものとする。

(受講済証の交付・取扱い)

第4条 県は、講習会を受講した者（以下「講習会受講者」という。）に対し、講習会受講済証（以下「受講済証」という。）（別紙様式2）を交付するものとする。

(受講済証の記載事項の変更及び書換交付)

第5条 講習会受講者は、受講済証の記載事項に変更が生じたときは、「受講済証書換交付申請書」（別紙様式3）により、県に受講済証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、県は受講済証を書き換えて交付するものとする。

(受講済証の再交付)

第6条 講習会受講者は、受講済証を汚損し、き損し、又は紛失したときは、「受講済証再交付申請書」（別紙様式4）により、県に受講済証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、県は受講済証を再交付するものとする。

(受講者台帳及び包装責任者台帳)

第7条 県は、感染症発生動向調査事業等における病原体等の包装・運搬講習会受講者台帳（別紙様式5）及び包装責任者台帳（別紙様式6）を整備し、受講者及び包装責任者に関する情報を管理するものとする。

2 前項の台帳の記載事項のうち、受講済証の交付状況その他必要な事項については、ゆうパックの窓口その他関係機関から照会があった場合に、業務の遂行に必要な範囲で回答することができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項等については、感染症対策課長が定める。

附則

この要項は、令和8年8月7日から施行する。

(添付書類) 包装責任者の資格を証する書類 (受講済証の写し等)

別紙様式2（第4条関係）
第 一 号

講 習 会 受 講 済 証

所 属 名

氏 名 様

上記の者は、ゆうパックにより検体等を送付するための
感染症発生動向調査事業等における病原体等の包装・運搬
講習会を受講したことを証します。

受講年月日： 年 月 日

年 月 日

香川県健康福祉部感染症対策課

受講済証書換交付申請書

香川県健康福祉部感染症対策課長 殿

所属名：_____
所在地：_____
連絡先：_____
氏 名：_____

感染症発生動向調査事業等における病原体等の包装・運搬講習会受講済証の記載事項に変更があったので、受講済証の書換交付を申請します。

変更事項

変更前	
変更後	

(添付書類)

変更前の受講済証

変更が確認できる書類

受講済証再交付申請書

香川県健康福祉部感染症対策課長 殿

所属名：_____
所在地：_____
連絡先：_____
氏 名：_____

感染症発生動向調査事業等における病原体等の包装・運搬講習会受講済証を汚損（き損、紛失）したので、受講済証の再交付を申請します。

検体送付機関名	
受講者氏名	
受講年月日	

(添付書類)
汚損し、又はき損した受講済証

別紙様式5 (第7条関係)

感染症発生動向調査事業等における病原体等の包装・運搬講習会受講者台帳

[illegible]

別紙様式 6 (第 7 条関係)

包裝責任者台帳

[illegible]